

別表1 保育の必要性の事由に係る利用調整基準（第3条関係）

要件		保育必要量	保育の必要な事由		基本指数	
1	就労 (居宅外就労) (自営業) (内職)	保育標準時間	月20日以上	月140時間以上の労働をしている場合	100	
		保育標準時間		月120時間以上月140時間未満の労働をしている場合	90	
		保育短時間		月80時間以上月120時間未満の労働をしている場合	85	
		保育短時間		月60時間以上月80時間未満の労働をしている場合	80	
		保育標準時間	月15日以上20日未満	月140時間以上の労働をしている場合	90	
		保育標準時間		月120時間以上月140時間未満の労働をしている場合	85	
		保育短時間		月80時間以上月120時間未満の労働をしている場合	80	
		保育短時間		月60時間以上月80時間未満の労働をしている場合	70	
2	妊娠・出産	保育標準時間	出産日又は出産予定日の前8週間及び出産日又は出産予定日から起算して8週間を経過する期間にあって、出産の準備又は休養を要する場合		100	
3	疾病	保育標準時間	3か月以上の長期入院又は入院に相当する治療や安静を要する居宅内療養で常に病臥(が)しているため、保育が常時困難な場合		100	
			通院加療を行い、常に安静を要する居宅内療養をしているため、保育が著しく困難な場合		70	
			傷病により、通院加療又は安静を要する居宅内療養をするため、保育が困難な場合		50	
		障がい	身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は療育手帳A若しくはBの交付を受けており、保育が常時困難な場合		100	
	疾病・障がい		身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は療育手帳A若しくはBの交付を受けており、保育が著しく困難な場合		90	
			身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けており、保育が困難なとき		75	
			身体障害者手帳4級以下の交付を受けており、保育が困難なとき		50	
4	看護・介護	保育標準時間	重度の傷病者、身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は療育手帳A若しくはBの交付を受けている障がい者又は要支援若しくは要介護の老人の看護・介護をしているため、保育が常時困難なとき		100	
			重度の傷病者、身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は療育手帳A若しくはBの交付を受けている障がい者又は要支援若しくは要介護の老人の看護・介護をしているため、保育が著しく困難なとき		90	
			中度の傷病者、身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている障がい者、要支援又は要介護の老人の看護・介護をしているため、保育が困難なとき		75	
			軽度の傷病者、身体障害者手帳4級以下の交付を受けている障がい者、要支援又は要介護の老人の看護・介護をしているため、保育が困難なとき		50	
5	災害復旧	保育標準時間	災害復旧に従事している		100	
6	求職活動	保育短時間	保護者のうち生計中心者が求職中である場合		50	
		保育短時間	上記以外の求職中の場合		30	
7	就学・職業訓練	保育標準時間	月20日以上	月120時間以上の就学・職業訓練をしている場合	80	
		保育短時間		月120時間未満の就学・職業訓練をしている場合	70	
		保育標準時間	月15日以上20日未満	月120時間以上の就学・職業訓練をしている場合	75	
		保育短時間		月120時間未満の就学・職業訓練をしている場合	60	
8	虐待・DV	保育標準時間	虐待のおそれがある場合		700	
		保育標準時間	DVのおそれがある場合		100	
9	その他	保育標準時間	北見市養育支援事業実施要綱に基づき、専門的相談支援が必要な場合		100	
		保育標準時間	北見市子ども支援ネットワーク協議会で認められた場合		100	
		保育標準時間	家庭における養育環境が不良と判断される場合		100	
		保育標準時間	次年度に就学を控えている等、子どもの発達環境の変化に留意する必要がある場合		100	
		保育標準時間	子ども未来部長が必要と認める場合		100	